

○黒部市建設工事最低制限価格制度実施要領

平成23年 3月31日

黒部市告示第31号

改正 令和 5年10月 2日告示第78号

(要旨)

第1条 この要領は、黒部市が発注する建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行と品質を確保するため、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第29条及び第47条の規定に基づき、最低制限価格を設けることに關し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける建設工事は、設計金額が50万円以上の工事とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 直接工事費

(2) 共通仮設費（共通仮設費率に次表右欄の率を乗じて算出される共通仮設費と共通仮設費積み上げ分を加えた額）

(3) 現場管理費（現場管理費率に次表右欄の率を乗じて算出される現場管理費の額）

(4) 一般管理費等（一般管理費等率に次表右欄の率を乗じて算出される一般管理費等の額）

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費等	100分の68

(令 5 告示78・一部改正)

2 特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で決裁権者が適宜定める。

(令 5 告示78・一部改正)

3 前2項の規定により算出される最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格は、落札者の決定後、入札調書により公表するものとする。

(令5告示78・一部改正)

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月2日告示第78号)

この告示は、令和5年10月16日から施行する。